

Title	長浜曳山祭調査報告 第一～三集：滋賀県無形文化財(長浜曳山祭文化財保護委員会)
Sub Title	"Nagahama Hikiyama-matsuri, a report of investigation, Vol. I-II"
Author	武田, 勝蔵(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.1 (1963. 8) ,p.102- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630800-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

長浜曳山祭調査報告 第一・三集 (長浜曳山祭 文化財保護委員会)

——滋賀県無形文化財——

武 田 勝 蔵

本書は古来、浜縮緬の産地として知られる湖国の織都長浜市に鎮座の長浜八幡宮の祭礼の行事として有名な曳山祭の学術的調査の報告書であり、八幡宮の沿革、曳山の種類構造、装飾、保存等に亘っての詳細な調査で、多くの写真と実測図が附載されている。余かつて戦前に本書の調査編纂の中村林一氏の東導で参拝し、且つ曳山祭を親しく拝調する機会を得たので、本書を手にし懐旧の情に堪えず、茲に内容の一端を紹介するものである。

この曳山祭は八幡宮の春祭(四・一三―一六)に行われるがその主体である八幡宮の沿革は、延久元年に源義家が石清水の分霊勧請とも云い、又神功皇后の生誕地が同じ坂田郡の由縁で応神天皇を奉祀し、中世では坂田八幡宮とも称したと伝えているが、石清水文書中の天福元年(一二三三)五月の訴状に堀河天皇の寛治年中(一一〇九〇頃)長浜八幡宮鎮座の近江国細江

庄に神領のあったことを記しておれば、最初は神領明示のための分霊あり、後に細江庄より分立し鎮座の由縁から八幡庄となつたものと考えられ、天文五年(一五三六)正月十一日後奈良天皇の天下泰平祈願の綸旨には八幡宮新放生寺法印御房とあれば石清水の別宮とも称していたのである。

天正元年(一五四七)浅井氏に代って羽柴秀吉、江北の地を領有し湖畔に長浜城を構築したときに神領の六十石を寄進し、同九年社殿を造営し、後に改新築されているが、同年八月三日筑前守秀吉寄進の銘のある金銅製燈籠等でこれを偲ぶことが出来る。神宮寺の新放生寺は七十二坊の盛時もあったが、明治維新の分離令により舎那院を残し他は取りこわし、八幡宮の仏像具等は同院に移されたが、三点も重要文化財となっている。現在の社殿は明治二十年竣工のものである。

曳山祭の由来は秀吉の城主のとき側室高極氏に男子誕生を喜んで、城下に振舞った砂金を基とし、町民は秀吉の遺徳を偲んで八幡宮祭礼に曳山十二輛を造って城下を曳廻したことに始まると云う。曳山の当初は素朴であったが、各町組の競争も手伝って、宝暦より文政の頃までに招いた名工の技により改新造されたものが現在の曳山で、宮町組の高砂山始め十二輛で、一山組は一町また数町で組織し、山号は文政八年に命名されて、その由来は同年十一月彦根藩主井伊直中の六十の算賀の折、所望によって曳山の高砂山と寿山とを解体して湖上を船で彦根城の槻御

殿で狂言を観覧に供したとき観賞として能面を与えたことによると、また狂言は近年は歌舞伎の義経千本桜など院本で、役者は全部五・六才より十一、二才の男児で四、五十分で一段が終るように仕組まれてある。

この狂言（芸とも云う）は最初の頃は猿楽、能楽であったとも考えられることは、長浜近くには近江猿楽の三座の中、二座までもあり、八幡宮にも勧進猿楽、能興行の史料が存することから、この猿楽能は大名芸となり庶民には縁遠くなったところから、大衆に親しまれる歌舞伎に代ったものかとも考えられる。

曳山の構造は前方の舞台、これに続く後方の楽屋、亭の三部からなり、舞台は広さ凡て四畳半内に一畳敷程の上段がある。

楽屋は子供役者の衣裳附や太夫三味線引の場所で、亭は曳山独特の囃子方の場所で、曳山の大きさは概ね間口十尺余、奥行二十一尺から二十三尺、舞台棟まで高十六・七尺、亭棟まで二十尺乃至二十三尺、この外観内観の精巧と意匠とには驚かされる。更に亭の屋上には鳳凰、飛竜、金鶏の木彫や直径一尺許りのギヤマンの宝玉をのせたものもある。

またこの曳山の華麗な彩色木彫の外に「飾幕」として頬幕（面幕とも）橋懸幕、胴幕、見送幕の四種があり、これらの多くは外来の織物刺繍が多く、殊に見送幕の中、鳳凰山飾、翁山飾の両毛綴（ゴブラン織）は昭和二四年五月三〇日に重要文化財に指定されたのである。

曳山の保存は解体せずに「山倉」として各山組毎に巨大な土蔵造の倉に収められてある。

以上紹介の曳山とこの行粧は衰えて来た京都の祇園祭の鉾に比適以上のもと思う。自分の拝観当時に狂言の子供役者の志願者があまりないとの話であったが、将来これが問題となるであろう。

本書は昭和三二年一月一九日滋賀県の無形民俗資料として撰択されたこの曳山祭について、第一集に北町組の「青海山」第二集に宮町組の「高砂山」第三集に舟町組の「猩々丸」の調査報告を収録行印したもので、編者中村林一氏は同市の出身で、県の文化財専門委員で、停年まで小学校に奉職し、余暇に長浜市始め県下の史蹟等を調査し、既に多数の編著もあり、戦時中は増訂坂田郡誌数冊を編纂印行し、自分は氏との永年の交誼に任かせ請われて同誌を始め他の二書の印行にあたり、夫々序をものしたこともある。摺筆するにあたり、同氏の老健と健筆を更めて祈るものである。